

個人情報保護法を巡る動きについて

令和元年11月29日



目次

1. 個人情報保護法等の動向
2. 国際的な個人データ保護に係る議論の進展
3. 個人情報保護法 いわゆる3年ごと見直し

1. 個人情報保護法等の動向

憲法・判例

(第13条：個人の尊重等、第21条：通信の秘密等、第35条：住居の不可侵)

個人情報保護法

(1～3章：基本理念、国及び地方公共団体の責務・個人情報保護施策等)

個人情報の保護に関する基本方針

個人情報保護法

(4～7章：個人情報取扱事業者等の義務、罰則等)

【対象】民間事業者

ガイドライン

Q&A

<民間分野>

行政機関
個人情報
保護法

国の行政機関

独立行政法人等
個人情報
保護法

独立行政法人等

個人情報
保護条例

地方公共団体等

<公的分野>

※ 金融関連分野や情報通信分野等においては、これらのガイドライン等のほか別途分野ごとに定められているガイドライン等も遵守する必要がある。

個人情報保護法とは

- 個人の権利・利益の保護と個人情報の有用性とのバランスを図るための法律
- 基本理念を定めるほか、**民間事業者の個人情報の取扱い**について規定



個人情報保護法の目的

第1条

この法律は、高度情報通信社会の進展に伴い個人情報の利用が著しく拡大していることに鑑み、個人情報の適正な取扱いに関し、基本理念及び政府による基本方針の作成その他の個人情報の保護に関する施策の基本となる事項を定め、国及び地方公共団体の責務等を明らかにするとともに、個人情報を取り扱う**事業者の遵守すべき義務等を定める**ことにより、個人情報の適正かつ効果的な活用が新たな産業の創出並びに活力ある経済社会及び豊かな国民生活の実現に資するものであることその他の**個人情報の有用性に配慮しつつ、個人の権利利益を保護することを目的とする。**

平成27年個人情報保護法改正

○平成27年9月 改正個人情報保護法が成立（施行は平成29年5月30日）

●改正のポイント●

1. 個人情報保護委員会の新設

個人情報取扱事業者に対する監督権限を各分野の主務大臣から委員会に一元化。

2. 個人情報の定義の明確化

- ①利活用に資するグレーゾーン解消のため、個人情報の定義に身体的特徴等が対象となることを明確化。
- ②要配慮個人情報（本人の人種、信条、病歴など本人に対する不当な差別又は偏見が生じる可能性のある個人情報）の取得については、原則として本人同意を得ることを義務化。

3. 個人情報の有用性を確保（利活用）するための整備

匿名加工情報（特定の個人を識別することができないように個人情報を加工した情報）の利活用の規定を新設。

4. いわゆる名簿屋対策

- ①個人データの第三者提供に係る確認記録作成等を義務化。（第三者から個人データの提供を受ける際、提供者の氏名、個人データの取得経緯を確認した上、その内容の記録を作成し、一定期間保存することを義務付け、第三者に個人データを提供した際も、提供年月日や提供先の氏名等の記録を作成・保存することを義務付ける。）
- ②個人情報データベース等を不正な利益を図る目的で第三者に提供し、又は盗用する行為を「個人情報データベース提供罪」として処罰の対象とする。

5. その他

- ①取り扱う個人情報の数が5000以下である事業者を規制の対象外とする制度を廃止。
- ②オプトアウト（※）規定を利用する個人情報取扱事業者は所要事項を委員会に届け出ることを義務化し、委員会はその内容を公表。（※本人の求めに応じて当該本人が識別される個人データの第三者への提供を停止する場合、本人の同意を得ることなく第三者に個人データを提供することができる。）
- ③外国にある第三者への個人データの提供の制限、個人情報保護法の国外適用、個人情報保護委員会による外国執行当局への情報提供に係る規定を新設。

2. 国際的な個人データ保護に係る 議論の進展

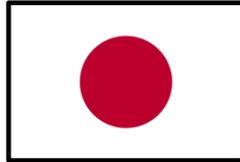
日EU 個人データ越境移転規制の制度比較

GDPR

個人情報保護法



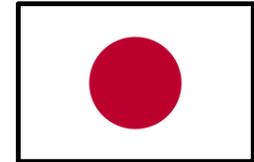
EU



日本



EU



日本

十分性認定

国・地域指定

内部行動規範
企業間の契約条項

基準に適合する体制整備

本人同意

本人同意

日EU間の個人データ移転に係る取組

✓2016年7月 個人情報保護委員会が、日EU間で**相互に**データ移転の枠組みを構築する取組方針を決定

✓2016年12月 経団連・ビジネスヨーロッパによる要望

✓2017年7月 日EU間の相互の円滑な個人データ移転のための枠組み構築の具体的方策（※）等について確認

※日本側：個人情報法第24条に基づく**EUの指定**

EU側：GDPR第45条に基づく我が国の**十分性認定**

✓2018年7月 当局間で、日EU間の相互の円滑な個人データ移転の枠組み構築について**最終合意**

✓2018年9月 欧州委員会による十分性認定の手続き開始

✓2018年12月 欧州データ保護会議（EDPB）による意見書採択

✓2019年 1月15日 欧州委員会加盟国による決議

23日 **個人情報保護委員会によるEU指定** } 相互の個人データ移転
欧州委員会による十分性認定 } の枠組みが即日発効

EUによる十分性認定の範囲

1. EUから**日本の個人情報処理事業者**に移転される個人データに対し十分なレベルの保護を保証している。

(注) GDPR (一般データ保護規則) において、保護水準の十分性を評価する際の要素の一つとして、「独立の監督機関が存在し、かつそれが効果的に機能していること」が挙げられている。

2. 下記の受領者に移転された個人データには適用されない。
 - (a) 報道目的で個人データを処理する報道機関
 - (b) 職業として、個人データが関与する執筆に従事する者
 - (c) 学術研究目的で個人データを処理する大学および学術研究のためのその他の組織
 - (d) 宗教活動を目的として個人データを処理する宗教団体
 - (e) 政治活動を目的として個人データを処理する政治団体

3. 個人情報保護法 いわゆる3年ごと見直し

H27改正法附則における3年ごとの見直しに関する規定（抜粋）

（検討）

第十二条

1・2 （略）

3 政府は、前項に定める事項のほか、**この法律の施行後三年ごとに**、個人情報保護に関する国際的動向、情報通信技術の進展、それに伴う個人情報を活用した新たな産業の創出及び発展の状況等を勘案し、新個人情報保護法の**施行の状況について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。**

4～6 （略）

いわゆる3年ごとに見直しに係る検討の中間整理（概要）

- 個人情報保護法の「いわゆる3年ごとの見直し」を見据え、本年1月より、個人情報保護委員会において、実態把握や議論整理等を行い、中間整理をとりまとめ、公表（平成31年4月25日）。
- 個人情報保護とイノベーションを促進する観点とのバランスを考慮しつつ、国内外の事業者のイコール・フットイングを確保するための対応等を含めて検討を進め、令和2年早期の法案提出を目指す。

「中間整理」で示した論点と検討の方向性（概要）

1	個人の権利の在り方	● 事業者負担など多面的な検討に留意しつつ、 利用停止・消去 （事業者等に対する個人情報の利用停止・消去請求）に関して個人の権利を広げる方法などの検討。
2	漏洩報告の在り方	● 漏洩報告の義務化と軽減措置の在り方 の検討（現行は努力義務）
3	個人情報保護のための自主的な取組	● 「認定個人情報保護団体制度」の機能と役割の拡充（特定の分野限定で認定を受けられる制度への見直し） などによる、民間の自主的な取組を促進する仕組の検討。
4	データ利活用に関する施策の在り方	● イノベーションを促進する観点から、より柔軟なパーソナルデータの利活用方法の検討（ 個人情報と匿名加工情報の中間的な規律としての「仮名化」 の検討）など。
5	ペナルティの在り方	● 現行のペナルティ （最大1年以下の懲役又は50万円以下の罰金） では実効性が不十分 との議論と、 事業者に対する萎縮効果 なども踏まえ、適切な在り方を検討。
6	法の域外適用（イコール・フットイングの確保）・越境移転の在り方	● 外国事業者に対する 法執行の域外適用・執行手法について、各国主権との関係整理の視点なども含めて検討 （現行では外国事業者に対する「報告徴収・立入検査」や「命令」は規定されていない。EUのGDPRでは代理人等の設置義務あり。）。 ● 個人データの保護と円滑な流通に向けた 国際的な枠組み構築を主導 するとともに、 越境移転にかかる課題 （外国政府による個人データへのアクセスや過度なローカライゼーション）への対応検討。

3年ごとに見直し中間整理の意見募集に対する御意見

(官民を通じた個人情報の取扱いの円滑化を求める声)

1. 日本経済団体連合会 (情報通信委員会企画部会)

国の行政機関、独立行政法人、地方公共団体、民間事業者の個人情報についての取り扱いを統一するとともに、個人情報保護委員会が民間部門だけでなく、公的部門における個人情報の取り扱いも所管すべきである。

(理由)

- ・ 国の行政機関や国立大学法人等が個人情報保護法に定める義務・罰則等の適用対象ではなく、わが国における個人情報の規律が統一されていない。
- ・ 地方公共団体が独自に制定する個人情報保護条例において、個人情報の定義や制度内容に差異が存在するほか、行政機関個人情報保護法等にはない規制を設ける場合があり、官－官・官－民の円滑な情報流通を妨げている。

2. モバイル・コンテンツ・フォーラム

国際間でのイコールフットイング、データの流通促進を図るためには、個人情報保護法が国際的な基準や水準を確保していること、個人情報保護委員会が行政や自治体を所管していることは前提である。また、このことを前提とするならば、条例2000個という事態はあり得ない。

行政のデジタル・トランスフォーメーションの推進に民間の活力を利用するため、日本企業が海外のビッグテックと競争し、グローバル展開をするために、この課題は早急に解決することが求められる。

（検討）

第十二条

1～5 （略）

6 政府は、新個人情報保護法の施行の状況、第一項の措置の実施の状況その他の状況を踏まえ、新個人情報保護法第二条第一項に規定する**個人情報及び行政機関等保有個人情報の保護に関する規定を集約し、一体的に規定することを含め、個人情報の保護に関する法制の在り方について検討**するものとする。

地方公共団体の個人情報保護制度に関する懇談会

1. 目的

地方公共団体の個人情報保護制度の中長期的な在り方については、これまで検討が十分になされていない状況にないため、関係者による意見交換の場として、地方公共団体の個人情報保護制度について、地方公共団体や、総務省の協力を得つつ、実務的な意見交換を行う。

2. スケジュール（予定）

1 1月中旬に第1回懇談会の開始。

3. 構成員等

地方三団体、地方公共団体、個人情報保護委員会事務局
(オブザーバー参加：総務省自治行政局地域情報政策室)

4. 意見交換項目

以下の事項に係る実務的論点の整理

- ① 個人情報保護条例の法による一元化を含めた、地方公共団体における個人情報保護に係る規律の在り方
- ② ①の見直しの方角性を踏まえた地方公共団体の個人情報保護制度に係る国・地方の役割分担の在り方